

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No.49 (2014年1月)



「集まろうストップ再稼働！12・15in川内」 2013年12月15日：川内市
川内原発再稼働反対集会に県内外から1,800人余りが集まりました。
水俣からもたくさんの方が参加し原発再稼働反対を訴えました。

写真提供：永野隆文 氏

明けましておめでとうございます。

昨年は反原発をはじめ特定秘密保護法反対の闘いが全国各地で繰り広げられ、水俣の地でも精一杯取り組みました。それに対し安倍内閣は、原発の再稼働や輸出を目論み、特定秘密保護法を強行採決するなど国民の声を無視し、民主主義とは相いれない姿勢に終始しました。介護の分野でも「地域包括ケア」の名のもと、軽度者の介護保険外しや利用料の2割負担を打ち出すなど、社会保障切り捨てを一層強めています。

NPOみなまたは引き続き環境・公害のたたかいを発信するとともに、多くの皆様と連帯して、安心して住み続けられるまちづくりに力を尽くします。

今年もご支援をよろしくお願い申し上げます。



発行：NPOみなまた 発行責任者：藤野 紘 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

(カット：岡本あき)

今年、私たちの闘う方向

弁護士 板井 優（NPOみなまた理事）

1 はじめに

2009年8月の総選挙で、民主党は大きく前進し、同年9月民主党連立政権が発足した。

そして、民主党連立政権は同年9月、「コンクリートから人間へ」をスローガンに、川辺川ダム・ハッ場ダム建設計画の中止を宣言した。しかし、その宣言は政治的なものであり、法律上のものではなかった。2012年3月民主党連立政権は、ハッ場ダムを建設することと引き換えに、「ダム事業の廃止に伴う特定地域の振興に関する特別措置法」いわゆるダム中止特措法案を上程したが、成立させるに至らず廃案となり、昨年春、発足したばかりの自民党連立政権はこれを上程せず葬り去った。



同じことは、2011年3月11日に起こった福島原発事故問題が提起した原発問題でも起き民主党連立政権は当初その解決を目指すかのように原発ゼロ政策を掲げたが、これも法律上の根拠を与えず、昨年秋、自民党連立政権は原発ゼロ政策を放棄した。

問題は、これを、私たちがどう見るのかである。2009年8月の民主党の大勝は、自民党政府が直面し、当時解決できなかった問題を民主党ならばという期待があった。しかし民主党もきちんと解決できないという中で、今度は逆転勝利した自民党連立政権が従来の矛盾をそのままに、正面突破を図ったものというのが現段階の状況であろう。

2 特定秘密保護法などの目指す方向

一昨年12月の総選挙で大勝した自民党は、その後連立政権を組み、安倍晋三首相は金融緩和、公共事業による財政出動、成長戦略を骨格とするアベノミックスを掲げ「経済の発展」を「国民」に約束した。そして、今年4月からの消費税の増額、大型公共事業などを推進している。この大型公共事業を推進する法律として国土強靱化法がある。

そして、こうした経済的利益を確保するため、尖角列島の領有をめぐり中国との争いが起こる中で、安倍内閣は、アメリカとのより親密な関係を締結するために、解釈改憲による集団的自衛権の確立、さらには特定防衛秘密保護法の制定を強引に推し進めた。

これは、衆院でも参院でも強行採決という強引なやり方でなされ、特に参院では野党の慎重審議をもとめる対応を押し切った強行採決であり、正当性の根拠は全く失われている。すなわち、この法案が閣議で決定され、国会に提出されたのが2013年10月25日で11月26日には衆院で強行採決、12月6日には参院で強行採決されている。

確かに、強行採決後の12月9日夕方の記者会見で、安倍首相は丁寧に時間を取って説明すべきであったと反省するかのような態度を取ったが、具体的な説明は一切ないのである。

安倍首相はわが国の一部の勢力の経済的権益を守ることを前提に、軍事大国アメリカの力を借りるために、国会の民主的な運営も無視して強引にことを進めたのである。

3 公害問題の解決を目指す方向

ところで、この国に解決を要する深刻な問題が存在することは事実である。

全ての水俣病被害者を早期に救済する闘いは昨年夏に始まったばかりであり、大気汚染公害患者の新しい救済制度の創設と公害認定患者の救済水準を維持していく闘いも現在進行形で行われている。アスベスト被害をめぐる闘いは各地の裁判所で激しく闘われている。環境問題をめぐる闘いもダムや道路だけでなく原発をめぐっても全国的に展開されている。

こうした中で、蒲島郁夫熊本県知事が水俣病認定行政事務の返上を口にせざるを得なくなったが、これは地方自治体が、被害者の激しい闘いの中で、国の走狗から住民・被害者の立場に立たざるを得なくなったことを示している。

さらに、原爆症認定をめぐる闘いやじん肺をめぐる闘いも熾烈に闘われている。

中でも、労働問題を中心に、アメリカを始めとする新自由主義者は、労働者の雇用を護るのは、競争に勝ち抜いた大企業であって各国政府ではないとして、労働条件の切り下げ、非正規雇用化を押し進めている。

安倍首相は、これらの公害被害者などとは利益を異にする大企業などの利益を守るために、アメリカの下での戦争をも含む危険な道を選択したものである。その意味で、被害の回復、人間の尊厳の回復を求める私たちの闘いが勝利するか否かが、今後の闘いを左右する大きな分岐点になることは間違いないであろう。

4 今後の闘いの方向

わが国は、かつて太平洋戦争という危険な道を選択した。そのために数百万人に及ぶ軍人・民間人が原爆を含めた大変な戦争被害を被り、この被害の事実が恒久平和主義と基本的人権尊重を謳う日本国憲法を支えることとなった。

こうした戦後の法体系の中で、昭和40年代にいたり、4大公害裁判をめぐる闘いで、わが国も公害被害者の人権が確立されるまで前進した。その後わが国では、消費者問題など各分野での民主的な闘いが大きく発展している。

ところで、2011年3月11日起こった東日本大震災、その中でも東京電力福島第一原子力発電所の事故は、わが国の中で、ともすれば戦争以上の惨事（公害）となりかねない被害を及ぼしている。そして、原発完全賠償を求める闘い、原発差止めを求める闘いは、全国的に加害者国、大電力企業を被告に闘われている。

これは、これまでの戦争被害である原爆被爆者の闘い、さらには、空襲被害者の闘い、公害被害者の闘いが、被害発生後の苦痛に耐えられず一種のリターンマッチとして裁判所に救いの手を求めた闘いと若干異なっている。

原発をめぐる闘いは、被害の発生と同時に、発生源の除去と完全賠償を求める闘いが司法に依拠して行われており、相撲でいえばがっぷり四つに組んだ闘いといえよう。

この闘いに勝利するためには、被害を掴んで放さず、その完全賠償と発生源の除去（廃炉）をあきらめることなく続けて、圧倒的多数の国民の世論を結集して力のある正義を実現していくことが求められている。

まさに、その闘いの延長線上にわが国の公害被害者を始めとする国民の勝利があるといえよう。

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟

モラル(道徳)とコモンセンス(常識)を取り戻す市民の闘いへ

水俣病不知火患者会事務局長 元島 市朗

「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」が始まりました。水俣病が公式発見されて57年目の年です。この闘いについて議論があることを承知でいわせてもらおうと、水俣病のこれからの闘いは「道徳」と「常識」を取り戻す市民の闘いにしなければならないということだと思います。



罪を犯した加害者が「罪を犯していない」というのは世の常ですが、司法の場で「断罪された加害者」が、こともあろうに「被害の選定もしくは選別」を行うということが、社会の「道徳」と「常識」に照らして許されるのかということを真剣に考えなければならないと思います。

水俣病の被害は、水俣湾周辺ではなく不知火海全域に広がり、年代で線引きなどできない実態があることが明らかにされました。何も知らされず、平和に暮らしていた人びとが突然水俣病に罹患し、「いのちと健康」が破壊され、平和な人生が奪われ、家族が崩壊し、地域の絆も分断され続けてきました。いまだに救済されずに苦しむ多くの被害者が存在しています。しかし、被害者救済の窓口とされた特措法は閉めきられ、地域の線引きや提出不可能な資料の要求などがなされ、公的な検診もせずに「門前払い」された人が多数にのぼります。

このような中で求められているには、ただちに不知火海全域住民の健康調査を行うこと。救済対象者を客観的評価ができる機関で救済する社会システムをつくること。健康被害にあった人たちを加害者が補償するという「ごく自然な」社会の「道徳」と「常識」を作りあげる闘いが、「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」の歴史的役割だと考えています。そのために、被害の実相を明らかにし、被害者を掘り起こし、被害にあった人たちや裁判原告を軸に、水俣から不知火海全域へ、熊本県から全国へ、国民の「良識」を結集することが私たちの闘いだと思います。

事務局長就任にあたって

「海から出でた命ゆえ盲目のように海をみる」(谷川俊太郎)

第一に、私は「海が大好きです」一日中でも海をみて海と話すことができます。第二に、私は「山肌にひっそりたたずむ田舎が大好きです」見知らぬ田舎の細い道を一人で散策することが楽しみです。第三に、私は「額に汗して、働くひとたちが大好きです」働く人たちは決して愚かではなく、ただ正直なだけだと思っています。だからこそ私は、水俣病の闘いに参加することになったのだと思います。「被害者や市民と手を携えて歩く」ということを基本に、力の限りを尽くして奮闘したいと思います。

先輩の皆さん方のご指導を心からお願いします。

ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟を提訴

ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟弁護団 団長 中村 周而

未だに救済を受けられないでいる新潟水俣病の被害者が、昨年12月11日、加害企業である昭和電工と水俣病の被害拡大を防止できなかった国を被告として新潟地裁に「ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟」を提訴した。22名の原告は阿賀野患者会の会員（県内在住者が20名、2名が県外在住者）で、平均年齢は72歳。



ノーモア・ミナマタ第1次訴訟の原告173名が、昭和電工と国との間で和解したのは、2011年3月3日。東日本大震災から2ヶ月後の同年5月8日に新潟市内で開かれた「和解解決の会」には、松本龍環境大臣（当時）が出席し、被害者の前で「政府を代表して、かつて公害防止の責任を十分にはたすことができず、水俣病の被害を防止できなかった責任を認め、改めて衷心よりお詫び申し上げます」と謝罪した。

しかし、翌2012年7月末、環境省は多くの反対を押し切って水俣病特措法の救済申請の受付を締め切ったため、それまで自分が水俣病であることに気づかなかつたり、様々な事情で救済申請ができなかった被害者は特措法による救済を受けられなくなり、よりハードルの高い公健法の認定申請を行わざるをえなくなった。また、特措法の救済申請をした人の中には、救済「非該当」と判定され、新潟県に対して異議申立を行っている人もおり、間もなく審理が進められようとしている。

今回の原告のうち12名は、特措法の締め切り後に新たに水俣病という診断を受けて認定申請を行っており、10名は特措法で非該当と判定され、異議申立を行っている。

2013年4月16日、2つの最高裁判決は水俣病について幅広い救済基準を示し、同年10月25日の公害健康被害補償不服審査会も最高裁判決が示した考え方にに基づき熊本県の認定棄却処分を取り消し、水俣病と認定することが相当であると裁定した。これらの最高裁判決や不服審査会の裁決が出されたにもかかわらず、環境省はいっこうに認定基準の見直しをしようとはせず、水俣病問題の解決に真剣に取り組む様子はみられない。

阿賀野患者会や新潟水俣病共闘会議は、今回の第2次訴訟を通じて、原告を含む水俣病の全被害者の



救済を求めるとともに、多くの被害者が個別に裁判を起こすことなく、公正かつ迅速に救済される水俣病の新たな救済制度の確立を目指している。

阿賀野川流域に水俣病が発生していることが公表されたのは、1965年6月12日。49年後の現在でも新潟県の内外には多くの水俣病被害者が未だ救済を受けられずに闘病生活を送っている。

認知症サポーター フォローアップ研修発表 グループホームが認知症の相談窓口として

三郎の家 管理者 山田 静香

昨年11月29日、「認知症サポーターフォローアップ研修」に参加しました。この研修会は、認知症について理解を深め、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指して出水市が開催したものです。研修会では、認知症介護に関わる方々の体験発表があり、私もその一人として発表する機会をいただきました。

認知症は、特別な病気ではなく誰がかかると可能性のある病気です。皆さんの周りの方がかかると知れない身近な問題としてとらえ、予防策や、かかってからの対策・関わり方を知ることが大切であること。また、認知症について知らないことが、本人や介護をする人を苦しい状況に立たせてしまうことがあり、まずは認知症について知ることが必要であること等を、三郎の家の取組を紹介しながらお話ししました。

ところで、グループホームは介護保険制度の「地域密着型サービス」として位置づけられています。その意味で、地域の方に認知症を理解していただく上でグループホームが果たす役割は大きいと考えています。たとえば、認知症になっても、その方らしく幸せに暮らせる方法があることを、グループホームの暮らしを見て、知っていただきたいと思っています。

また、身近にあるグループホームで、簡単な何気ないことや不安を気軽に相談出来ることが大切だと考えています。私たちグループホームが、今後も増えるであろう認知症に関する地域の相談窓口になればと考えています。

運営推進会議と地域交流

ふれあいの家 坂本 昭子（介護福祉士）

「認知症の方を地域で支える」ことをテーマに年6回ほど近隣の住民の方、行政の担当課、地域包括支援センターの方々にご参加いただいて「運営推進会議」を開催しています。

今回の議題は、ふれあいの家で年2回行っている火災訓練の検証でした。夜、脱衣室のコンセントから火災が発生したと想定。夜勤者が初期消火、通報、駆けつけた職員と近隣住民の方に協力いただいて入居者を外に避難誘導するという訓練です。運営推進会議の参加者の皆さんにその様子を観察していただき、その後に話し合いをもちました。

こんな意見が出てきました。「夜の設定ならできるだけ夕暮れとかそれに近い時間帯に訓練したほうが新しい課題が見えてくるのでは?」。「ポイントを絞って通報訓練と消火訓練を、分けて行ったほうが身につけやすいのでは?」。「うちの職場では一斉メールを使って職員連絡だけの訓練を設け、実際のどの位の人が駆けつけられるかを調べた」等々、非常に貴重な意見をいただきました。本当に「目から鱗」でした。

非日常の場合どうしたら良いのか、いろいろ想定しますが実際の場面では中々思うようにはいきません。訓練もつい形だけになりがちです。そんな時、この外部からのご意見は私たち職員に「活」をいれてくださる大切な機会と受け止めています。文字通り、「『運営』『推進』『会議』」です。

また、何より嬉しいことは、地域の方がいつも真剣にふれあいの家を気にとめてくださっているということです。春の恒例となりつつある「たてみち祭り」でも、地域の方のボランティアが年々増えています。これからも地域に愛され、信頼に応えていける運営を職員一丸となって目指していきたいと思います。

医療と介護、連携して

訪問看護ステーション協立 瀧本 みどり

ふれあいの家を訪問すると、職員のみなさんからいつも「こんにちは」と明るい元気な挨拶が返ってきます。

ひとり一人の入居者の方々をさりげなく見守り、ひとりポツリとされている入居者には横にそっと寄り添い優しく声をかけ、同じ話を繰り返す入居者の方にも嫌な顔ひとつしないで、優しく答えています。その温かい見守りが、入居者にとって安心の場であり癒しの空間になっているのだと思います。

認知症の方にとって、職員は近所のおばさんであったり、奥さんであったり、兄ちゃんであったりとその場面、場面で変幻自在に対応しています。近くで見ているとほのぼのとした雰囲気包まれ、訪問看護に伺う私たちが逆に癒され、これが認知症の方の生活の場なのだと納得します。

しかし、一方で、介護保険制度の下での運営は何処も厳しい現状があります。たとえば、介護報酬の評価が低いので夜間は入居者9人全員を一人でお世話せざるを得ません。入居者の方の穏やかな暮らしを守るためにも介護保険制度を充実させ労働環境の改善をさせなければなりません。

今後、私達訪問看護師も週1回の訪問を通し、入居者の方々が心身共に安定してその人らしく生活できるように、職員の方々と連携しながら進めていければと思います。

ノーモア・ミナマタ弁護団に加入して

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団 藤井 祥子

私が、水俣病問題と真に出会ったのは、熊本で司法修習をすることが決まった後のことでした。それまでは、水俣病とは過去の公害、というイメージしかありませんでした。被害者の方が救済もされずに取り残されている現状など全く知りませんでした。そのため、司法修習の一環として水俣病資料館を訪れ、被害者の方の声をお聴きしたとき、水俣病の全面解決に向けて弁護士として活動できることがあるはずだと思ったことを強く覚えています。



私が所属するノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟弁護団は、水俣病問題の全面解決に向けて長年努力をしてきた伝統ある弁護団です。そのため、私のような駆け出しの弁護士に何ができるのか、弁護団に所属した当初はとても不安でした。しかし、この弁護団では、若手も、ベテランの先生方にも劣らないほど仕事を任せてもらえることがすぐに分かりました。現に、私は、この1年間だけでも、訴状の一部の作成、原告団長の口頭弁論における意見陳述の作成、東京で開催された公害総行動への出席、チッソ本社前や熊本地方裁判所前などの各地での街宣活動への参加また、議員会館での議員要請行動への参加など、弁護士1年目とは思えないほどの活動をさせていただきました。訴状の作成などでは、夜通し起きていて、朝の5時に完成させたこともあるほどです。

水俣病全面解決に向けて最後の闘いとなる今回の訴訟に弁護士として携われたことは、本当に意義深いことだと思っています。弁護士になる前に感じた「弁護士としての自分にできること」という思いを持ち続け、これからも行動していきたいと思っています。

原発なくそう九州玄海原発訴訟

「風船プロジェクト」第4弾結果報告

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団＆支える会事務局 田中 美由紀

「原発なくそう！九州玄海訴訟」は国内すべての原発をなくすため、まずは玄海原発を止めようという裁判です。そのためには圧倒的多数の原告が必要ということで1万人の原告団を目指しています。現在全国すべての47都道府県と韓国に、あわせて7,143名の原告がいます。

放射性物質拡散予測データを作る際、原子力規制委員会は、入力ミスにより再三にわたる訂正を繰り返しました。信用性がまったくないことが明らかになったため、もしも玄海原発で事故があったら放射性物質はどのように拡散するのか、自らの手で確かめようと「風船プロジェクト」を立ち上げました。このプロジェクトは、糸島に住む原告の発案により始まりました。糸島市は福岡県ですが玄海原発から30～40km圏内にあり、もし事故が起こったら大変な被害を受けることが予測されることから、糸島の原告団「いとしまの会」はかねてより活動が活発で、この取り組みにも多くの方が参加しています。さらに輪が広がり、福岡市内を中心に原告有志が実行委員会に参加。弁護士と協力して、プロジェクトを進めてきました。子育て世代の若い人たちが中心になっているというのが特徴です。

放射性物質の飛散状況はその日の風向きや天候、平地や山といった地形によって大きく左右されます。本当はもっと頻繁に飛ばして細かいデータを収集したいところですが、一昨年から、風向きを考慮して、季節ごとに年4回、できるだけ環境負荷の少ない風船を飛ばすことにしました。

1番遠くは554km先の奈良県で発見されました。徳島県には7時間後に到着したことがわかっています。昨年10月27日に飛ばした風船は偏西風の影響を受けなかったため、南に飛びました。一番遠くは阿蘇市で発見されています。この結果から、もしも事故が起きたら逃げることはほぼ不可能に近いこと、放射性物質はあらゆる方向に飛ぶ可能性があり予測は不可能であることなどがわかりました。また九州

は、全国有数の農産物の生産地であり、全国に食料を供給していますが、これが不可能になります。

第1弾終了後、結果を持って九州電力や佐賀県・福岡県・福岡市・九州電力などに対し、「再稼働中止、原発を廃炉に！」という要請を行ってきました。

今後は報告集を作成し国民のみなさんにお知らせします。また、自治体、議員要請なども行っていきます。

※風船到達地点の詳細は次頁に



結果公表後の記者会見（福岡県庁 2013年2月20日）

発見場所マップ



連絡日時	発見日時	連絡場所	原発からの距離(km)	連絡日時	発見日時	連絡場所	原発からの距離(km)
①10/27 17:48	10/27 17:40	佐賀県杵島郡江北町大字佐留志二本松	44km	⑥10/28 11:12	10/28 午前	有明海(福岡県柳川市)	67km
②10/27 17:48	10/27 17:43	佐賀県杵島郡大町大字大町 杵島商業高校駐輪場	43km	⑦10/30 21:05		熊本県菊池市	109km
③10/27 18:00	10/27 17:57	佐賀県杵島郡江北町上小田	43km	⑧10/31 10:50	10/31 10:00	熊本県山鹿市久原	99km
④10/27 18:16	10/27 17:30	佐賀県杵島郡大町福岡「ひじり之湯」付近	41km	⑨10/31 11:32	10/28 10:00	熊本県山鹿市熊入町西田	97km
⑤10/28 08:55	10/27 17:00	佐賀県杵島郡江北町上小田	43km	⑩10/31 12:30	10/31 10:00	熊本県山鹿市菊鹿町「あんずの丘」付近	102km
⑥10/28 10:15	10/28 07:00	福岡県大牟田市田隈	78km	⑪11/01 09:32	10/28 08:30	熊本県菊池市赤星 菊池霊園	109km
⑦10/28 10:35	10/28 05:00	熊本県山鹿市方保田	100km	⑫11/01 11:00	11/01 午前	熊本県山鹿市西牧	95km
⑧10/28 10:45	10/28 10:00	熊本県菊池市隈府 菊池南中テニスコート	108km	⑬11/01 14:40	11/01 午前	熊本県山鹿市鹿本町御宇田	100km
⑨10/28 00:55	10/28 09:00	熊本県阿蘇市 狩尾の原野	126km	⑭11/01 15:37	11/1 11:00頃	熊本県山鹿市鹿本町津袋	102km
⑩10/28 13:39	10/27 19:00	佐賀県武雄市北方町大崎	37km	⑮11/02 14:10	10/29頃	熊本市北区植木町清水	102km
⑪10/28 15:50	10/28 09:00	熊本県玉名郡和水町大屋	93km	⑯11/01 11:42		熊本県菊池市小木	106km
⑫10/29 09:10	10/28 09:00	熊本県阿蘇市一の宮町宮地 狩尾の山の中	135km	⑰11/01 14:29		熊本県	117km
⑬10/29 09:15	10/28 14:00	熊本県菊池市小木	106km	⑱11/05 15:05	11/5 昼頃	熊本県菊池市赤星	109km
⑭10/29 10:00	10/28 10:00	熊本県阿蘇市狩尾	126km	⑲11/08 09:38	11/2	唐津市立名護屋小学校付近	2km
⑮10/29 11:45	10/29 10:30	熊本県山鹿市鹿央町干田	97km	⑳11/08 10:00	10/31 午前	熊本県山鹿市鹿央町岩原	99km
⑯10/29 12:20	10/29 08:00	熊本県玉名郡和水町大田黒 10m間隔で2つ	87km	㉑11/08 10:23	11月の初め	熊本県山鹿市鹿央町岩原	99km
⑰10/29 14:55	10/28 06:00	熊本県阿蘇市波野大字波野	142km	㉒11/09 12:33	11/9 朝	佐賀県小城市芦刈町永田字并財	50km
⑱10/29 17:20	10/29 16:00と17:00	熊本県山鹿市菊鹿町下内田 計2個	102km	㉓11/15 11:55	11/10 朝	熊本県菊池市藤田	111km
㉑10/30 07:51	10/29夕方	佐賀県杵島郡江北町八町	45km	㉔11/16 09:43	11/16 09:43	熊本県玉名郡南関町豊永	89km
㉒10/30 10:20	10/28 13:00	佐賀県杵島郡白石町大字福田	46km	㉕11/18 17:55	10月末の昼頃	福岡県みやま市高田町昭和開	75km
㉓10/30 13:10	10/30 朝	熊本県阿蘇市一の宮町中通	134km	㉖11/27 12:55	11/27 12:20	熊本県菊池市小木	106km
㉔10/30 13:40	10/30 09:30	熊本県玉名郡南関町	83km	㉗12/02 11:40	2～3日前	熊本県山鹿市来民	102km
㉕10/30 14:40	10/28 08:00	福岡県みやま市高田町北新聞	83km	㉘12/04 13:00	12/04 13:00	熊本県菊池市 鞍岳山	109km



可愛いお客様♪♪

子ども達が近づくにつれ元気な声が伝わってきます。ふれあいの家の近くにある「みどり保育園」の園児さんと先生達です。今日はハロウィン。色鮮やかな衣装をまとった可愛い子どもさん達がふれあいの家を訪問してくれました。入居者の方たちも元気な声に誘われてお一人お一人が子ども達を出迎えます。お互い握手をしたり抱き合ったりと…。

「みどり保育園」の園児さんとの交流は日頃からあります。お散歩の帰り道、ふれあいの家に立ち寄り歌やお話などを披露してくれます。道ばたに咲くお花、野いちご、ヨモギなどのプレゼントをいただくことも。

これからもあたたかい関係が続くようにと願っています。



ふれあいの家 管理者 坂本 トモ子

入居者様との共同作品☆☆出水市文化祭に出品しました☆☆

昨年11月2・3日に行われた「出水市文化祭」に入居者様とスタッフの共同作品を出品しました。この文化祭は出水地域のみなさんが作った作品の展示や、お茶、お花、舞踊などの芸能発表で構成されています。事前準備から後片付けまで実行委員会の皆さんと協力しながら進めてきました。三郎の家は、一昨年に続いて二度目の参加でした。

今回の展示物は、お花紙を使って作成した「壁掛」です。お花紙を丸め、のばす作業を入居者様にお願いしました。下書きと更に花紙を形良く丸める作業をスタッフが行い、最後の糊付けを一緒に行い、大きな壁掛け3枚を完成させました。限られた時間のなかで、入居者様のペースに合わせ毎日少しずつ進めました。普段、レクリエーションへの参加が中々難しい入居者様もゆっくり、ゆっくりと一枚一枚丁寧にのばしてくれました。とても感動的でした。

そうして、みんなで仕上げた力作は、諺、花（ビオラ、シクラメン）で色鮮やかさがとても生える作品です。三郎の家に飾っていますので是非一度お立ち寄り下さい。



三郎の家 寺下 加代（介護福祉士）



楽しく作りました♪♪



キトさん家の最大の年末行事はクリスマス会とそばうちです。昨年も入居者の方と一緒にクリスマスツリーの製作を行いました。それぞれ自分たちの手形をとり、好きな色で塗って、それをツリー状に並べていきました。様々な手形と鮮やかな色使いで素敵なツリーが出来上がりました。作る中で「この方はこんなこともできるの」と新たな発見もありました。

今年も楽しい思い出をたくさん作りたいですね。

キトさん家 管理者 棚橋 慶